第2回三重県食の安全・安心の確保に関する条例検証検討会 (議事概要)

日 時: 平成 25 年 12 月 17 日(火) 10:00~13:35

場 所:議事堂2階201委員会室

出席者:三重県食の安全・安心の確保に関する条例検証検討会委員7人

資料:第2回 三重県食の安全・安心の確保に関する条例検証検討会 事項書

資料1 条例制定の経緯等

資料2以降 執行部資料

委員:ただ今から、第2回三重県食の安全・安心の確保に関する条例検証検討会を開催いたします。本日は執行部からの意見聴取を行います。その後、委員間討議を行いたいと思います。執行部からの意見聴取をする前に、本件条例の制定の経緯等について事務局より説明させたいと思います。

事務局: 資料1をご覧いただきたいと思います。まず、本条例制定の契機でございますが、 平成19年における県内をはじめ全国各地で発生した食品表示に関する問題、BSE、 鳥インフルエンザなど食品の安全性に関しまして発生した問題等により、食に対する 県民の不安感や不信感が高まり、食の安全・安心の確保に対する要請が強まったこと がこの条例、検討の契機となっております。これを契機に、平成19年12月に、「食の 安全・安心の確保に関し、条例の制定に向けた調査・検討を行う」ことを目的として、 食の安全・安心の確保に関する条例検討会が設置をされました。資料1の2にござい ますように、平成19年12月7日の第1回から平成20年6月11日の第15回まで合計 15 回の検討会を経て条例の制定に至っております。途中、記載のとおり平成 20 年1 月31日から同年2月29日の約1か月間、パブリックコメントを行うとともに、関係 団体からの意見聴取を行っております。パブリックコメントに関しては、4名の方か ら意見が提出されております。次に、本件条例の契機となったことが条例にどのよう に反映されているかと申しますと、まず前文におきまして「本県のほか、各地におい て食に関する様々な問題が発生したことから」と記し、食品表示に関する問題が条例 設定のきっかけになったことを示しております。また、第16条におきまして、「適正 表示の推進」についての規定を設けています。また、食品表示に関する問題の発覚が、 情報の申出がきっかけとなったことが多かったことから、第22条におきまして「危害 情報等の申出」の規定を設け、申出があった場合の対応について規定しております。 最後に、食品に関する各法律と本件条例との関係についてでございますが、本件条例 は、各法律の趣旨を踏まえ、本県における食の安全・安心を確保するための施策について規定しており、各法律との整合性を図っております。簡単でございますが、以上で本件条例の制定の経緯等についての説明を終わらせていただきます。

委員: ありがとうございました。以上が、この条例の制定における経緯でございます。それでは執行部からの意見聴取を行います。(執行部入室) 質問は執行部の説明を一通り聞いてからしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。それでは説明のほうよろしくお願いいたします。

執行部: お手元に配付をさせていただきました資料に従い説明をさせていただきます。右 肩に資料2、米穀の産地偽装及び食材の不適切表示についてという資料があるかと思 います。この資料は11月22日の全員協議会の場で皆様にご説明申し上げた資料を時 点修正をしたものでございますので、主に時点修正のあったところだけをまずご説明 申し上げたいと思います。まず米の偽装でございますが、平成25年9月から10月に 6事業者に立ち入りまして、過去、表のようなかたちで法に基づいた措置をしており、 それに基づくそれぞれの内容は1ページ下表のとおりでございます。2ページをご覧 いただきたいと思います。このような事案の発生を受けまして、県内の主要な28者に 対しまして特別監視指導を10月30日から現在実施をいたしております。その中でD NA検査等につきましては、現在、業者を決定いたしましてDNA検査、微量測定を 始めていただいております。12月16日現在で、下線にございますが7事業者に立入 調査を行いまして、伝票等の精査、化学的検査を行っているところでございます。(2) にございます米穀の流通販売にかかるコンプライアンス研修ですが、11 月 25 日に実 施をいたしまして、関係者130名の参加をいただいております。3ページをご覧いた だきたいと思います。食材の不適切表示でございます。全国各地に不適切表示が公表 されて、本県においても同様の案件が公表されております。1の経緯(1)にござい ますように、現在、7件について事実確認のため立入調査を実施しております。5番、 6番、7番が今回、新たに実施をしたところの内容でございまして、それぞれメニュ 一表示と違う食材を使っているという状況でございまして、その内容を今現在、確認 をいたしているとこでございます。県としては、こういう事案の発生を受けまして、 まず(2)にございます注意喚起を行っております。次ページをご覧いただきたいと 思います。③にあります国への提言ということで、県としても食材の不適切表示の対 策における緊急提言を11月14日に実施するとともに、全国知事会として12月11日、 三重県と徳島県が連携をいたしまして、国への要請の提言をしたところ、全国知事会 の農林水産常任委員会の委員長、これは北海道知事でございますけれど、それと地方 分権推進特別委員会委員長、これは佐賀県知事でございますが、名で国への要請が具 体的に行われておりまして、12月5日に北海道知事から消費者庁長官へ提言書を手交 しておりますし、11日には北海道知事、徳島県知事から森消費者及び食品安全担当大 臣へ提言書を手交いたしておりましております。参考でございますが、12月9日には、 国において第2回食品表示等問題関係府省庁等会議が開催されておりまして、表示に 関する国の今後の改正等について情報提供があったところでございます。これはまた 後で詳しくご説明申し上げます。 5ページをご覧ください。このように私どもとして も一度にたくさんの不適正表示の案件が出ましたので、現行体制では十分調査ができ ないという判断から、12月1日から平成26年3月31日までの期間、消費生活センタ 一班に不当商取引指導専門員2名を新たに追加配置をいたして、調査体制の強化を図 ったところでございます。2の再発防止の取組ということで、景品表示法がなかなか 周知が至っていないという状況もございましたので、11月27日、12月3日にそれぞ れ事業者を対象に研修を実施いたしました。110名、102名の参加がございまして、た くさんの方に研修をいただいているとこでございます。それとあわせて、今回の案件 が非常に広域にわたる可能性があるということで、自己点検をお願いいたしておりま す。特に最初のところにありました旅館、ホテルにおける不適切表示の事案があるこ とから、三重県旅館ホテル生活衛生同業組合と連携をいたしまして、組合員である事 業者が自己点検を促進するという取組みを協議して、具体的に進めていただくように お願いしているとこでございます。食の安全・安心の再点検ということで、こういう ことを踏まえて現在、新たな対策について協議を進めているとこでございます。資料 3をお願い申し上げます。米穀の産地偽装に係る(株)ミタキライス等への立入検査の 実施についての中間報告です。今回、私どもがやっております立入調査について初め て内容をここで公表させていただくものでございますが、今日、中間報告を報告させ ていただく目的としましては、1の目的の3行目にございますように、早急に原因究 明を行い、偽装等を行った米穀取扱事業者の再発防止だけではなく、県内の米穀取扱 事業者による米取引での再発防止を図り、一日も早い信頼回復を図る必要があり、そ の観点から中間報告を行うことといたしました。経過は先ほどの説明資料の内容のと おりでございます。具体的に今回、中間報告として申し上げる3の原因究明・再発防 止でございます。内容としては10月4日の行政措置に向けての立入調査等、それから 県域の4事業者から提出をされております改善報告書に対する立入検査、現在も進め ているわけでございますが、その中から原因究明、それに基づく再発防止策を検証い たしましたのが次の内容でございます。まず原因究明のところでございます。法令遵

守意識ということで、①にありますように、代表取締役など経営者が法令等の規則は 知っていたものの、法令順守意識が欠如しており、自らが違法な行為、指示・実行を していた。会社全体としても法令遵守意識が希薄で、関係法令知識が不十分なため、 結果的に経営者の指示どおり違法な行為を実行していたということでございます。点 検体制・仕組みの部分ですが、販売、流通等が法令に照らして適切に行われているか をチェックする責任者の明確化や、作業マニュアル、チェックリストなどの組織全体 で点検する体制等が欠如していた。それと経緯者と従業員が定期的に意思疎通、情報 交換を行いながら、適切な販売や流通等を一体となって行える仕組みがなかったとい うことでございます。2ページをご覧いただきたいと思います。このようないろいろ なかたちで行われていた内容を、ある意味、組織風土の問題もあるという認識で今回 ここに掲げさせていただきました。1つは経営者の違法な行為に異議を言い出せない 雰囲気があった。違法とは認識しながら利益確保を優先させる企業体質があった。3 点目としては、消費者(顧客)に対して正しい表示を行わなければならないと考える 規範意識が鈍磨していた。県の防止策といたしましては、加工米、外国産米、いわゆ る主食用米との違いを見て確認することは非常に難しく、いわゆる伝票調査だけでは 偽装を発見できなかった。調査先だけの検査に終わっており、例えば仕入先、納入先 等の調べを行っていなかった。各法に基づきます立入調査につきまして、国や関係機 関との情報共有、連携が十分でなかった。4点目としては、立入調査の回数に限界が あり、十分な調査ができていなかった。 5 点目としては、事業者の法令遵守意識の醸 成でありますとか、法令内容の周知が不十分であったという県の防止策について課題 が浮かび上がっております。そのような原因等を踏まえて、再発防止策でございます。 まず事業者の観点から捉えたものとしては、1点目にありますように、法令遵守意識 の醸成でありますとか、関係法令知識の習得の推進、これが非常に今回の大きな事案 の根底にあるものではないかというふうに考えております。それとあわせてそういう ことを支えていく点検体制とか仕組みの整備、このような体制、責任を明確にするこ とがこういう違法な行為を防ぐ一つの大きな手段だと考えております。あわせてそう いうものを全体としてやっていくというような従業員、組織、経営者と従業員が連携 して、そういう共通認識を持てるような組織風土の改革が要るのではないかと。三重 県にとりまして、先ほど申しました様々な課題を解決し、安全・安心の取組みを見直 すという観点から、1つは監視・指導体制の強化でございます。具体的にはDNAの 検査等の実施でありますとか、調査先を先ほどの調査先だけではなくて、仕入先、納 入先の多元化を図るでありますとか、国等との連携を更に強化をしていくというよう

な具体的な課題がございます。申し上げた事業者の取組み、再発防止への取組みの支 援ということで、具体的には例えば点検体制の強化でありますとか、研修会の開催へ の支援等が考えられるところでございます。啓発の強化につきましては、法令遵守な らびに法令説明会等に対する研修会等の実施が必要かと思っております。ただこの具 体的な内容についてはまだこれから検討を進めていく、わかりやすくするために例示 的に申し上げた、具体的に実施している部分もございますので、ご参考までに掲げさ せていただきました。 3ページにあります今後の対応でございます。この中間報告に 基づきまして、安全・安心の取組みを見直しまして、より効果的な再発防止策の具体 化を検討しますとともに、着手できるものは速やかに実施をしていきたいと思ってお りますし、県内の4事業者につきましては、引き続き改善報告書に関する検査を進め るとともに、三瀧商事(株)等の広域事業者の検査を行っています国と連携をしまして、 関係した事業者が再び違法な行為を行わないことを確認していきたいと考えておりま す。以上、中間報告でございます。4ページ以降につきましては、それぞれ各事業者 から出された改善報告書の内容をそれぞれ指示事項に従って整理をしたものでござい まして、基本的には原文そのままを記載させていただいておりますので、ちょっと細 かくなりますので説明は省略させていただきたいと思います。このような改善報告書 の内容を今現在、確認をしていると認識をいただければ幸いでございます。資料4-1、食品表示等の適正化についての資料でございます。これは先ほど、経過の中でも ご説明申し上げましたが、この 12 月 9 日に国のほうの関係府省庁等の会議が開催され たときの資料でございまして、不適切表示については全国的に同じような事案でさま ざまなところで起こっております。三重県においてもその事案の一つとして今現在、 調査を進めているわけでございますが、国の認識の中でということで、1ページのⅡ に問題の所在というかたちで今回の食品表示の問題が分析をされております。1つは 事業者のコンプライアンス意識の欠如。これは事業者が食品等の表示の重要性につい ての基本認識に欠け、コンプライアンス意識が欠如していると言わざるを得ない。4 行目あたりですが、事業者内部の表示に関する管理責任体制の不明確なケースも多く 見られる。大きく2点目で、景品表示法の趣旨・内容の不徹底ということでございま す。景品表示法の趣旨や内容が事業者、関係団体に十分周知をされていなかったこと と、表示法におきます「優良誤認表示」、これは今回メニュー表示の中で法違反の一つ の判断基準になっているのですが、その具体的なルールが明確でない面があるという ような課題認識でございます。2ページをご覧いただきたいと思います。あわせて行 政の監視指導体制の問題ということで、景品表示法は消費者庁が中心になって法執行

を行っておりまして、一部、地方自治体も役割分担して行っているわけでございます けれど、こういうように一度にたくさんの事案が発生するような場合に、やはり監視 指導を行うには体制面の限界があるということで、県知事には調査・指示のみは認め られておりますけれど、いわゆる措置命令権限の付与については認められておりませ んので、要請をしているところでございます。このような問題意識を踏まえて、適正 化対策の概要ということでⅢにございます。1つは個別事案に対する厳正な措置。こ れは当然のことかと思っております。 2点目が関係業界における表示適正化とルール **遵守の徹底ということで、関係業界に対する指導を行う。それと2点目ですが、景品** 表示法のガイドラインの作成とその周知・遵守の徹底ということで、先ほどの問題認 識の中で、優良誤認に対するガイドラインということがルールが明確化でないという ことがあったかと思いますが、それを受けまして優良誤認に関するわかりやすいガイ ドラインを年内に策定をするということを国のほうが掲げてございます。今後、私ど もも優良誤認の判断をするときに大きな一つの目安になるということで、早急な作成 を期待をしているとこでございます。3番目、表示に関する相談体制ということで、 消費者庁、消費生活センター等において、県等々が担当している部分もあるわけです が、相談体制の強化を図っていくという内容でございます。大きく3点目で、景品表 示法の改正等ということで、次期国会に所要の法案を出すということで書いてござい ます。1つは事業者の表示管理体制の強化ということで、先ほど管理体制という部分 が不明確なケースもあったということを受けての改正でございまして、食品表示等に 関するコンプライアンス強化のため、事業者における表示に関する管理体制を明確に する。 2 点目で、行政の監視指導体制の強化ということで、まずは消費者庁を中心と する国における体制強化ということで、1)にあります消費者庁、消費生活センター の監視指導体制の強化ならびに「食品表示モニター(仮称)」でございますけれど、導 入を行う。それと2)で関係省庁が連携し、表示に関する監視指導を強化するための 体制の確立を図る。②これは先ほどの措置命令の話ですが、都道府県知事に対して景 品表示法に基づく措置命令権限を付与する。(3) 違反事案に対する課徴金等の新たな 措置の検討ということで、景品表示法の不当表示事案に対する課徴金等の新たな措置 について検討を行うということでございます。ここの欄は基本的には法改正の対象に はなるとは思いますが、いわゆる法案として訂正されるのか、別のかたちで訂正され るのか、まだちょっと詳しい情報は入っておりません。特に(1)の表示管理体制の 強化については、やはり法文案が出てこないとどのようなかたちになるのかは私ども も今、想定外でございます。ただ措置命令については、法令を改正すれば知事が措置 命令をできるというのは十分予想される内容でございますので、少し(1)の部分に ついては不明確な情報が多いという前提でございますので、更に国に対して具体的な 内容について求めていきたいと思っておりますので、この辺はご留意いただきたいと 思います。資料4-2をご覧いただきたいと思います。先ほど経緯の中で少し申し上 げました、全国知事会として国に対して要請いたしました要請文案で、この中で記の 1にあります、事業者に対する措置命令等の権限の付与、これが措置命令を知事にと いうかたちでございまして、4にございます、食材表示等に関する基準等の明確化。 これは先ほどのガイドラインというかたちで国は具現化をいただいているようなこと でございます。これが全国知事会として提出させていただきました要請の内容でござ います。資料5をご覧いだきたいと思います。食の安全・安心の確保に関する条例に 基づきまして設置をいたします、三重県食の安全・安心確保のための検討会議がござ います。これは条例に基づきまして基本方針等々をご審議いただく機関でございまし て、その委員の方々に今回の米の偽装、食材の不適切表示について、ご意見を賜りま したのでご報告を申し上げたいと思っております。まず、両事案に対する意見という ことで、①にございますように両事案とも消費者は表示が頼りなので、信頼を回復し てほしい。②にありますように、米の産地偽装は、犯罪行為であり、言語道断である。 県の取組みに対するご意見ですが、①にありますように、原因は何か、発見できなか ったのはなぜか、今後は大丈夫なのかが消費者としては一番大事なところである。② にありますように、緊急的に数年は特別監視指導で対処することは理解できるし、そ の後も適性な検査をお願いするというご意見をいただいております。今回、この会議 の目的であります条例、基本方針の見直しへのご意見でございますが、①県は業界団 体と連携して、その団体加入業者から見直していくのがよいのではないか。②あまり 細かく規制すると成り立たなくなる。食材表示の取組みは慎重に行うべき。③県また は団体等にてメニュー表示の研修会が必要ではないか。さらに表示の不明な点は県・ 国等に相談窓口を設置して対応すべきである。④業界内での自浄努力が必要。第三者 的な立場で指導、監視ができるような仕組みを作れないか。⑤一般食材は無理だが、 県特産物等のガイドラインは作成できるのではないか。次ページでございますが、⑥ 事業者はJAS法の取組は意識しているが、景品表示法への取組意識との差が大きい。 コンプライアンスの問題以前に法令に関する知識がないのではないかということでご ざいます。その他の意見としては、国の法改正、強化でありますとか、ガイドライン の作成等々についてのご意見をいただいております。資料6をご覧いただきたいと思 います。三重県食の安全・安心の確保に関する条例の執行状況の資料でございます。

特に今回、課題となっているところを中心に説明させていただきたいと思います。1 ページ、一番上にございます第7条関係(国等との連携)でございますが、食品安全 委員会との連携でありますとか、食品表示監視協議会について国との連携を図ってい るところでございますし、全国食品安全自治ネットワークへの参加によりまして、全 国の都道府県等との情報交換、食品表示ハンドブックの作成などを行っているとこで ございます。第 11 条の関係(体制の整備)でございますが、県の体制としては平成 20年7月に「三重県食の安全・安心の確保推進会議」を組織いたしまして、食の安全・ 安心の取組みを推進いたしております。2点目にあります危機発生時につきましては、 危機管理計画に基づきまして対応するところでございます。なお書きですが、平成24 年4月からJAS法に基づく食品表示の所管を農林水産商工部から健康福祉部に移管 をしまして、健康福祉部健康危機管理室に「食品表示グループ」を設置し、一元化を 図っているところでございます。次ページをご覧いただきたいと思います。第12条関 係(監視、指導等)でございます。下表にありますように2つ目の表の製造・流通段 階の監視・指導の件数を記載しております。食品の製造・加工の工程検査の実施、監 視指導Aランク、B、C、Dランクのそれぞれの件数、食品の試験検査、並びに新た に始まりました米トレーサビリティ法に基づく監視・指導の件数でございます。 3ペ ージをご覧いただきたいと思います。第14条(人材の育成)ということで、食品関連 事業者を対象に法令理解の促進、知識付与のためのトップセミナー及びミニセミナー を開催いたしております。それぞれ回数は下表のとおりでございます。一番下の第 16 条関係(適正表示の推進)でございます。JAS法に基づきます食品表示に関しまし て、食品販売事業者に対して計画的に監視を行うなど、食品表示の適正化を行ってお ります。具体的にはJAS法に基づく、景品表示法に基づく指導件数は下表のとおり でございます。以上、今回の課題に関する主な取組みの状況でございまして、あとの 部分は説明を省略させていただきます。資料につきましては以上で説明を終わりたい と思います。

委員: ありがとうございました。それでは、説明を受けまして進め方なんですけれども、資料3で中間報告を示していただいています。これまでの立入検査を行ったことに対する中間報告ということで取りまとめていただいていまして、まずこちらについて委員の皆様のほうからご質問等があればお聞きをしたいなと思います。その後、全体、今、説明をいただきましたが、その全体の説明に対するご質問と、具体的に本件のこの条例について見直しすべきところについてご意見をいただければと思いますので、そういう2つに分けてやらせていただきたいと思います。ということで、先ほどのご

説明の内の資料3の中間報告につきまして皆様のほうから何かご質問等はございますでしょうか。

委員:中間報告に対する質問ということなので、今日改めてこの中間報告、初めて議会の ほうにお出しをいただいてご説明をいただいたわけですが、今後、原因究明をしてい ただいた上で、その後どうしていくかというところをお書きいただいておりまして、 その原因究明のところで、例えば法令遵守意識のところ、更には点検体制・仕組みの ところの部分の再発防止策として、法令遵守意識の醸成とか関係法令知識の習得の推 進、ないしは点検体制の仕組みの整備と、こういったことは県としても今後、さまざ まな対策を打っていくこともできるし、ないしは今回は条例の検証検討ですから、新 たに条例に書き込んでいくということがおそらくできるのであろうと私は感じている のですけども、1点、気になるのは、3つ目の組織風土というところです。ここは個 別の企業を言っているのか、全体的な企業を言っているのかというところもあるんで すけれども、しかしその各組織の中での異議を言い出すことができない雰囲気があっ たとか、利益確保優先の企業体質とか、規範意識の鈍磨というところを、ここに対し て再発防止という共通認識を持てるようにするというふうにお書きいただいているの ですけども、果たしてこれが例えば県の取組みとか、ないしは条例に書き込むことに よってできるのかどうかというところに関しては、ある意味私は現在の状況において は少し疑問を感じるというか、この組織風土とか経営体質というのは本当にそれぞれ の企業の固有の問題になっているのではないか。そこを改善していくのは今回の様々 な経緯を見ていても、少し難しいところがあるのではないかと思いますけれども、こ の法令遵守の意識の醸成とか、関係法令知識の習得の推進や、点検体制や仕組みの整 備、これは私は対策として打っていくことはできると思のですが、この組織風土を改 善していく、ないしは社の体質を改善していくというところ、ここをもう少し具体的 にどのように取組んでいくのか、ないしはどう考えていくのかというところを少しお 教え願いたいと思います。

執行部: ご指摘のとおりで、実はそれぞれの企業がまさしく企業として今後、持続的に事業活動をしていく根底に関わる部分だと思っております。そして実は今回、改善報告書なり立入りで気がついたのは、先ほどの法令遵守とか関係法令の習得、そして点検体制の仕組み、こういうこともできていないのは実はその大元はここにあるのではないかと。だからピラミッド状とは申し上げませんけれど、本来は適法な事業活動を行うというのが一番大事なことですけれど、その下側に関係法令をきちんとわかっているというのが前提ですし、それからそういうことを守らなければいけないという意識

を持たなければいけない。でもそういうことを仕組みとして入れるとか、例えば一所 懸命、研修会をやったとしても、そういうことを組織全体でやるんだという意識とい うのですか、考えがないことにはできないので、従って、これを狙い撃ちに何かをす るということは非常に難しいかと思いますけれど、法令遵守意識の醸成であるとか、 こういう仕組みをつくって実際に動かしていくという中で、こういう組織風土も変わ ってくる一つのやり方ではないのかと思います。従って、これだけをピンポイントで やるというような政策というのは事業者のほうでも難しいし、何でも一緒なんですが、 何かをてこにしてそういうものを変えていくということが実は必要であるし、そうい う対策しかないと思っております。

委員:ある意味、今、統括監がおっしゃっていただいたところだと思いまして、一番の根 本の問題は、組織風土とか企業体質そのものに今回の事案においてもあっただろうし、 あるなと。また、さまざまな対策を打ってきたとしても、ここの部分がやはり根本的 に改善をされていないと、やはり難しいだろうなというところを感じます。故に、こ の中間報告において、この組織風土の改革というのもお書きいただいているのですが、 これそのものを例えば条例に書き込んで変えていくとか、ないしは県の取組みとして 変えていくというのは、やはりすごく難しいところというふうに感じております。そ ういった中で、今、統括監おっしゃっていただいた、ここが大元にはあるんだけれど も、そこそのものにてこを入れることはできないので、本来ならその上に立っている ものに関して今、具体的には法令遵守意識の醸成とか、関係法令知識の習得の推進、 ないしは点検体制の仕組みの整備、この体制の仕組みというのはかたちをつくるわけ ですので、こういったのを変えながら、逆に企業風土、組織風土を変えていかざるを 得ないと。一つのこれは限界というか、そういうベクトルしかないのかなと思います けれど、私は今回の一番の問題はこの組織風土にあったんだろうと思います。しかし、 ここを直接なかなか変えるのは難しいという認識は持っております。 4ページ以下の 具体的な概要のところを今日聞くつもりはありませんけれど、そういったのをつらつ ら読んでいてもそのように感じるので、なかなかここを例えば条例に書き込むという のは少しどうしたらいいのかなというふうに悩みながら、しかし、逆に法令遵守意識 の醸成とか、関係法令知識の習得の推進、点検体制、ここはやはり具体的に取組みと して考えていかなければいけないのかなというふうに少し感じました。

委員:では他の委員の方。

委員: 今どのように進んでいるかということはご説明いただいたとおりなんですけれども、 先ほど委員が言われたこと、そのとおりだと思いまして、それに関わって再発防止策 の三重県がしていこうというところでお教えいただきたいと思います。事業者による 再発防止策への支援ですが、研修については例えば県が主導で行うということは考え られますけれども、事業者による点検体制の強化と書いていただいてあります。これ は意識と大きく関わっていると思いまして、内部の点検体制を例えば組織的にいくら 明確化しても、それが機能しなければいけないというふうに思いますが、ここに県が 関わって強化をするというと、具体的にはどんなイメージなのかということをお聞か せいただけますか。

執行部: 私どもが直接、企業に出向いて何かするということではなく、まさしく各事業者、 ご事情がたくさんあります。非常にたくさんの従業員を抱えていらっしゃるところ、 それからご家族でおやりになっているところ、さまざまな事業形態がございますし、 さまざまな事業活動がございますので、一律的にこうしなさいということは申し上げ るべきではないし、申し上げられませんので、それぞれ事業活動をやっていらっしゃ る実態に応じて強化策をまずお考えいただく。ただ、そのときにどうしたらいいんだ という、いわゆるやり方が非常にわかり辛いというようなことがあれば助言をさせて いただく。例えば、こういう事業者では、こういう方を責任者と明確にして、マニュ アルを作りになっていますねと。それが、実はその意味での点検体制としてやってい る一つですというようなことはご紹介申し上げられるので、それを参考にしながらと いうかたちになると思います。従って、ある枠組みを私どもが提案をして、この通り おやりくださいというかたちのことは決して考えてございませんので、それぞれの事 業者が一番こういう意味では効果的な方法をご承知だと思っていますので、その辺を まさしく考えていただくヒントを例えば差し上げることは私どももでできますので、 そういうご相談をいただく中でそういうことを支援させていただければと。従って、 ただ今回、改善報告書をご覧いただくとわかるのですが、全て何もされていないとい う、全く手付かずでやられていた。それと事業規模が少数、小さいものですから、や はり社長のご意向というのはすごく強く働いていたということもございますので、私 としてはまずこういう事業責任者、トップの人たちがそういう意識を持っていただく、 例えば、それは研修でも法令遵守の中で申し上げて、こういう体制をまずつくりにな ることが法令遵守意識の醸成にもつながりますよね、というようなかたちのアドバイ スもあり得るかと思っています。

委員: 体制をつくっていくことそのものの支援から入るという中身だったかと思いますが、 強化と書いてあるので、何もないところから、なかなか強化はしにくいですから、ベ ースをつくっていただいて、更にそれを強化できるように、やはり継続的なことも必 要というふうに思いました。

委員: 先ほど、委員がおっしゃったように、最初の部分については条例でという方法もあるというお話をいただきました。会社の風土の問題、これは大変大きな問題だというのは私も同感でございます。それと、ちょっと違う視点から考えたときに、この食の安全・安心に関する条例ができた過程というのがあると思うんです。赤福の問題が出てき、加工米の食用米への転用というようなことがあって、この食の安全・安心に関する条例をつくったという経過があるわけでございます。この中でこのような問題に対して県としては対応し、指導し、調査をしていきますよというのを声高らかに掲げた条例だと私は思うのですが、その条例をつくっていただいて今回再び起こっているというところ、忘れてはいけないと思うわけです。改善策を県の防止策というところで挙げていただいていますけれども、例えば、伝票検査だけでは偽装の発見ができなかった。仕入先や納入先を調べていなかった。こういう現状が現実的にあった。その前の段階で我々は条例をつくっているという過程の中で、どうしてこういう状況が起きてきたのかという疑問を持つわけです。このことについて、なぜこのようなことが起こったかと考えているのか、お聞きしたいと思います。

執行部:今回の米の偽装については、先ほど委員のご意見にもあったように犯罪行為とい うことで、法律で規制をするとか、こういうふうに取り締まるとかということは、申 し訳ないですけれど 100%ですね、抜け穴がない方策というのはなかなか難しい。今 回もまさしく委員からもございましたように、加工米というのは普通の田んぼでお作 りになる食用米と全く実は品種も同じものもたくさんあって、その中では色分けがで きないものでございます。従って、そういう意味では本来、加工米というのは非常に 国のほうがコントロールをして、出荷なんかもかなり厳しく制限しています。ただ、 それを担う人たちが悪いことをするということはあまり前提として考えずに、そこを いわゆる悪用したということで、確かに、私どもの調査の不十分さもあります。実際、 今回の事業者に入っても分からなかったということもございますので、そこはやはり いわゆる抜け穴を探してくる人たちに対してどう対応するのかということで、ここの 調査不十分については十分反省をして、二度とこういうことを起こさせないというこ とを今後、対策として講じていかなければいけない。ただ、そういう意味では法律は 絶えずそういう悪いことをする人たちが抜け穴を探してくるような、いたちごっこの 部分も実は正直言ってございます。ただ、大多数の方は適正にやっていらっしゃるの で、これをもって、全て三重県の中がおかしくなっているというふうに理解いただく のは、これはまた誤った認識だと思っていますので、そこはしっかり今回の事案とい うのはかなり特殊な事案であるということでお考えいただきたい。ただ、特殊な事案で見逃してもいいということにはなりませんので、今後しっかりそういうことは監視指導も含めて強化していきたいと思っています。

- 委員:おっしゃるとおりでまさに犯罪行為ですから、これを正当化する理由は全くないと思いますし、本当に特殊な例で、全ての方と言ってもいいぐらい、この米に関わっている方というのはまじめにやっていただいているというふうに思うわけです。ところが三瀧商事という一番大きい、県内でも特筆する大きい業者なんですよね。この辺のところに対して、仕入とか納入先を調べないということが、検査の過程の中でどうなんだろうということが正直、感覚的に思うわけです。そういう点では、確かに経営者もそうですし、その流れの中のこともそうですけれど、我々監視をしていく側、条例を作る側でその辺のところの甘さがなかったのではないかという、私も議員としてのそういう点では反省するところがあるのかとは思いますけれど、その辺のところというのは、例えば、この人員的にできない理由があったとか、何かそういう理由があってこの調査先だけで終わってしまって、物の流れの裏付けも取らないという調査がすんなりとやられているということに、非常に違和感があるというのが私の気持ちでございまして、例えば、今後、その辺のところまでやっていくんだ、そのためにはこんな体制をとっていくんだというのがあれば、お聞かせいただきたいと思います。
- 執行部:現在、特別監視指導ということで、県内の大手の28社の米取扱事業者に対して調査をやっています。申し上げた納入、納付それぞれ調べております。そういう意味では、この今やっている調査の有効性という、例えば、検査の効率の問題も私はあると思っておりまして、そういう意味ではどれぐらい時間のかかるものなのか、そういうことの効果はどうなのか。もう一つ大きな要因としては、実は私は抑止力の話があると思っております。全てに対してそういうことをする必要があるかどうかも含めて、その抑止力の問題も十分ありますので、このDNA検査についても科学的に調べる部分と抑止力の部分と両方ございますので、ここをどのようにやれば有効に作用するのかというのは今ちょうど28社の中で検証しながら、そこも考えてまいりたいと思っております。
- **委員**: ちょっと立ち戻った話をして申し訳ないのですが、今回 28 社やっていただいておりますけれども、この条例ができてからそういう調査というのはやられているのですか。例えば、ミタキライスだとかを含めて、三瀧商事を含めてやられているのですか。
- **執行部**: 三瀧商事とか大手になりますと、国のほうの役割分担というかたちで調査をやっておりました。ミタキライスは米トレーサビリティ法で私ども立入調査を行いました

が、大変申し訳ないですけれど、その内容を発見できませんでした。

委員:確かに、おっしゃられるように、加工米のコシヒカリと食用のコシヒカリとは本当に区別できないわけでございますので、経営者の問題、これも許し難い、これは本当に米を作っている米に関わっている人間からすれば、本当に許せない行為だと思っております。やはり、そのことに対して慎重にかつ検査もやっていただく。それも数年前に加工米を食用米にと、こういうことがあった後ですので、非常にそういう意味では私個人としては残念でならない、その辺のところが行政として見抜けなかったということについて大変残念であるという思いでございます。ぜひその辺のところも考えていただいて、米に関連している人間に対しても、ぜひともその辺のところをきちんとした対応をいただくということをお願いして、この件に関しての質問を終わります。

委員:他にございますでしょうか。

委員:もう1点だけ確認で、3ページ、今後の対応のところで①、②とお書きいただいていまして、①については、いわゆる一般論として今後、例えば、ここは条例検証検討ですけれども、条例の改正をどうしていくかとか、あと、県として新たな対策をどう打っていくかというところの書き込みであるというふうに思います。その理解でいいのかということ。②に関しては、個別案件の事例に関して、今後どういうふうにしていくのかという書き込みをいただいていると思いますが、特に関係した事業者が再び違法行為を行わないことを確認していきますというところ、もう少し具体的にどういった方向性で県が取組みを進めていくのか、ここを少し確認をさせていただきたいと思います。

執行部:1点目のご質問ですけれど、まさしくこれから具体的に2点少し書かせていただきましたが、これは一つ例示的な内容ということでご理解いただきたいと思います。今、予算議論のちょうど真っ最中でございまして、その中に具体的に具体化をして、また予算案として議会のほうにお示しをさせていただきたいと思っております。2点目でございます。当然、今回4事業者から改善報告書が出されております。その中にはまずは今販売しているものがちゃんとやっているかどうか。そして今回起こったその原因は何か。再発防止をどうするのかという、大きくいうと3点の流れの中でお聞きいたしております。私どもとしては当然、今の販売が不適切に行われている、修正、是正する。これは確認済みでございまして、あとはまさしく原因特定、それから再発防止の部分でございますので、そういうものがちゃんとやれているのかどうか。一部、在庫米の処分の条件もございますので、その辺もずっと最後まで確認をする必要がございますので、ある意味、立入調査はまだ続けていかなければいけない。私どもは改

善報告書を出されたものを立入検査で確認というかたちで、ヒアリングをしたり現場を見せていただいたり、ということで具体的に確認をしているという作業を進めています。

委員:特に、一般論としての今後の方向性は予算にもどう反映していくかということで、 具体的な施策を議会としてもまた議論をしていく話だと思うし、2番目の部分に関し ての個別案件については、今まさしくそういうご説明をいただいて、また、その適時 適切に、今日は中間報告ということで報告をいただいていますが、議会に対してもご 報告をいただきたいというふうに思っております。

委員:関連して、その調査をやっていただいて、今やっていただいているとお聞きしたのですが、その辺のところの結果の報告というのはいつ頃になるのですか。

執行部: 申し上げましたように、在庫米の処理をしなければいけないとか、国がまさしく 今、三瀧商事等についてまだ調査に入っておりまして、まだ確認作業だというふうに 聞いておりますので、そこを当然、一連の流れの中で国の調査を無視して終結という わけにいきませんので、そことの調整もございますので、できるだけ早くとは思って はいるのですけれども、国と調整しながら時期的にはちょっとすみません、いつまで というのは申し上げられませんが、早い段階でやりたいと思っております。

委員:このような質問をさせていただいたのは、この問題が起こって三重県産米が売れない現象が起きているんです。売れないというよりも、売れ行きが落ちているという現象が出ているんです。これは、昨年度のこの時期、だいたい 7,000 t ぐらい売れていたものが、ここに来て 4,000 t 強ぐらいしか売れていないという現象が起きておりまして、できるだけ安心・安全だというような結果報告を早くしていただくと、生産者にとってはありがたいと思いますので、要望させていただきます。

委員:他にご質問ございますか。

委員:2点あるのですが、先ほどのやり取りの中でもありましたように、この条例というのは基本的に性善説に基づいて作られているのかなというふうに私自身も思っている中で、今回のこういう事案は、あくまでも特殊な事例であって、今回のことを踏まえて性悪説に基づいた規制型の条例に見直していくところまでいく必要があるかどうかについてのご見解があれば聞かせていただきたいのが1点。あと業界内で結構、横の情報というか、どこの業者が儲けているとか、そういう情報というのは商売ですのであろうかと思うのですが、今回の事案において平成17年ぐらいから加工用米の販売を始めていたり、外国産米については平成21年2月頃から始めていたりという報告があるわけですけれども、業界内からのちょっとおかしいのではないかとか、そういう県

への情報提供というか、そういうものがあったかどうかを把握されていますでしょう か。

- 執行部:まず性悪説に立って規制型の条例に大きく変える必要に対する考え方ですけれど、今回この米の偽装に関して言えば非常に特殊な事案でございまして、従って、これをもって全て規制型に変えてしまうというのはちょっと行き過ぎたことになってしまわないかと思います。というのも先ほど委員からありましたように、ほとんどの方は適正にやっていらっしゃって、規制をするということは何等かの報告を求めたり、事務作業が必ず伴います。単に規制をしましたということではなくて、その結果を求めてまいりますので、そういう意味では県内の事業者の状況を考えますと、ちょっと行き過ぎたかたちになってしまう恐れがあるというふうに思っております。業界内の情報ですが、これは調査に関わる部分で、あったかどうかお答えはしかねますが、ただ私どもとしてはそういう情報も踏まえて調査に一般論としては入っておりますので、ただ十分情報収集をしているかというと、そこはなかなか難しい部分があるので、ただ調査はそういうのをきっかけにする部分もあるとご理解いただきたいと思います。
- **委員**:1点目につきましては了解いたしました。2点目のことについては、今後のことも含めて、条例上も県民から申し出るというような、食の安全・安心に関わるような事案があった場合は申し出てください、というような事項があるんですけれども、この県民というところの中に、まさに今回のような事業者、いわゆる米を販売している他社も含まれているかどうかということについては、明確になっていない点もありますし、ではどこに情報を相談したらいいのかというところもわかりづらいところもあろうかと思いますので、常にそういう業界の方との接触というのは当然ながら県の方もされているとは思うのですが、基本的にはそういう通常のお付き合いの中からというか、県との関係の中からそういう情報をいただく窓口ということで、特別なそれ用の窓口、食の安全・安心に関わる何らかの情報提供の窓口が常に県にあるというわけではないという理解でよろしいか。
- **執行部**:業界だけに限っていえば、特別な窓口はございません。ただ、私どもが例えば、 監視指導に行って事業者の方、関係団体の方もいろんなさまざまな場面でお会いする なり情報をいただくこともございますので、その中で把握すればそういう対策、調査、 指導が必要であれば当然入っていくというかたちになりますので、ただ明確に、例え ば電話があるとかということではございません。
- **委員**: わかりました。そうなるとあとは県と業者との間の信頼関係ということにもなって きますので、ある程度信頼されるような取組みをしていただくしかないのかなと、今

の時点で理解いたしました。

委員:他にご質問ございますか。

委員:国や関係機関との連携についてお聞かせください。条例の第7条のところに密接な連携を図るものとすると書かれていて、ここにこのように十分でなかったと書いていただいてあるということは、そこが県としてちょっと足りなかったという意味なのかというふうに読み取れるのですけれども、何が足りなかったんでしょうか。結果については、おそらく報告はお聞きになっていらっしゃるとは想像するんですけれども、どういうところが足りなかったと思ってみえるか。これは条例にも関係してくるところと思いますので、そこをお聞かせいただきたいと思います。

執行部: 実は委員ご指摘のとおり、通常、情報交換は当然やっておりまして、大きな事案 になれば当然、合同で入るということもやっております。ただ今回のように明らかに 米の偽装だけに限っていえば、違法な目的をもってある意味では法の裏をかくような 手法でやっているので、なかなかこういう通常の話だけではだめで、ただ今回、気が つきまして、たぶん事業者の方がたくさんみえるということです。定期的に私どもも 入っております。やはりいっぺんに年何回というわけにはいきませんので、数年かけ て入るような体制で、今後、国とも相談なんですけれども、入り方をどうするのかと いうところまでは細かく詰めていません。それからどの業界に重点を置いてやるのか というようなことも、あまり情報交換を行われておりませんでしたので、今まではこ んなことをやっているというだけではなくて、例えば、来年度になると思いますけれ ど、特に米については重点的にやりましょうというような、例えば提案をさせていた だくとか、あとのレストランの表示もあるわけですけど、これも非常にたくさん事業 者がみえて、消費者庁がご指摘のとおり、十分やれてない状況もあるので、いっぺん には解消しませんけれど、やはり入り方のテーマを決めるであるとか、そういうとこ ろまでできたら連携を密にするという部分では踏み込みたいと思っています。ただ、 これは国とのご相談になりますので、県で勝手に思っていてもだめなので、まさしく そこの議題とまずはさせていただこうかと思っております。

委員: 言葉してどういうふうにしていくかは別として、やはり密接な連携というのは何を 指すかということは、明確に県としても意識を持っていく必要があるのかと思います ので、今後また議論させていただきたいと思います。

委員:他にご質問ございますか。よろしいですか。そうしましたらこの米産地偽装に係る 立入検査の中間報告につきましての議論は以上とさせていただきまして、これから先 ほど全体の説明をしていただきましたけれども、説明全体に対するご質問があればそ のご質問と、加えて条例を具体的にこういう見直しが必要なのではないかとか、その あたりのご意見も含めて議論をしていただければと思います。ではご質問等ございま す方、全体でよろしくお願いいたします。最初、この説明を全部いただきましたので、 疑問に思うところとか、まず執行部に対して質問を先に聞かせていただきましょうか。 質問のほうよろしくお願いします。

- **委員**: 資料6の条例に基づいて、いろいろやっていただいている書き込みがあるのですが、 一つは第12条関係の監視、指導をやっていただいているというのですが、全体に体制 としてはどのくらいの人員でこれをやっていただいているのか、簡単に教えていただ けませんか。
- **執行部**:健康福祉部では食品衛生法、JAS法等の関連施設の監視、指導を行っているわけでございますけども、具体的に保健所の食品衛生法に基づきます食品衛生監視員が、JAS法に関します食品表示を併せて末端の消費者が購入される食料品店、スーパー等そういう小売店舗に入ったときに、あわせて監視を行うというかたちで監視、指導を行っておりまして、総勢約65、66名の食品衛生監視員が1年をかけて、年度計画に基づいた形で監視を行っているという状況でございます。

委員: それは専門でやっていただいているのですか。

- **執行部**:この方々は専門で食品衛生とJAS法だけをやっているということではございません。これ以外に保健所業務として例えば医薬品の監視、薬事監視であったり、薬局、薬店の監視もありますし、あと生活衛生業と申しまして、理容商、美容商、公衆浴場であったり、クリーニング所であったり、そういう関係の監視も兼務という形で担っておりますので、食品だけを専門というかたちでの監視員は今、三重県内にはいない状況でございますので、かなり多忙な中で監視をしているというのが現状だと思っております。
- **委員**: ありがとうございます。大変厳しい中、厳しいというか忙しい中といいますか、で やっていただくというのはよくわかりました。もう1点、第16条関係、よく似た質問 なんですけども、下の表の平成24年度でモニター店舗数が増えているのに、報告品目 数が減っているというのは、これはどういうことですか。
- **執行部**: これは平成 14 年度から開始をしていた事業でございまして、食品表示ウォッチャーというかたちで一般の県民の方が食の安全に関心のある方々に募集をいたしまして、その人たちにいろいろ食品表示の内容等について講習、研修も受けていただいた上で、日常生活の中で食品表示に関して感じたことを保健所等、あるいは県庁の本庁等にご連絡いただくという仕組みでございまして、食品表示ウォッチャーという制度

を10年続けておりました。ここには平成20年度から掲載しておりますけども、平成20年にいろいろ食の安全を賑わす事件等がございまして、当時はかなり報告件数も多かったのですが、だんだんここ数年、特に報告数が減ってきたということでございまして、それはかなり末端での食品表示を見たときに表示漏れが少なくなっているというのが一つだと思います。それと、かなり食品表示というのは難しいところもあるのですが、最初はいろんな問い合わせもあったのですが、かなり関心の持っておられる方、複数年、3年ほど継続してできることもございますので、かなり理解も進み、それと消費者と販売店等の理解も進んで表示漏れが少なくなってきて、年間1年を通して一桁台ぐらいの照会件数になってきたということでございまして、ここには書いてございませんけども、一応10年やってきてある程度の成果は出たということ、達成したということで、平成24年度をもってこの制度は終了させていただいたという現状でございます。

委員:今年度はやっていないということですね。

執行部:そうでございます。

委員:他にご質問ございますか。

委員:ご説明にあったところだと思うのですが、改めて確認をさせていただきたいと思い ます。国の動きのところの12月9日のペーパーのところで、景品表示法の改正等で次 期通常国会に所要の法案を提出する方向ということで、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲとお書きいただい ております。本件条例を策定されたときに、私はそのときのメンバーではなかったん ですけれども、いわゆる既存法令に書かれていることは、いわゆる条例には書き込ま ないというスタンス中で、そこには書かれてないことを新たに書き込んでいこうとい うスタンスでこの条例が作られてきたと、前の委員から聞いています。その中で1点、 確認をしたいのは、まず事業者の表示管理体制の強化のところについて、ここについ てはその方向性は出ているんだけれども、まだちょっと具体性が見えていない。どの ように法令に書き込まれていくかというところが少し見えていない状況があるという ご説明をいただいたのと、(2)②の知事への権限強化、措置命令の導入。これは本県 からも国に対して要請していたところですけども、これについては一般紙等にもだい ぶ出ていますけども、相当、具体性が見えてきていて、どういったかたちになってい くだろうか。これはこれを読んだだけでも非常に具体性のわかる内容なんですけども、 これはそういったことで法令の中にしっかりと書き込まれていくだろうというところ、 そういったご説明を少し最後にいただいたような気がしますが、もう1回ここ確認さ せて下さい。

執行部:委員ご指摘のとおりです。この書きぶりも景品表示法の改正を含めた抜本的な対策について早急に検討を進めるということで、本当に全て法改正をしていくのかどうか、少し微妙な表現になっておりまして、ただ法改正はきちんと次期国会でやりますということなので、措置命令の件はおっしゃるとおり他方でも措置命令、規則が規定されておりますので、非常に理解しやすいといいますか、現実にJAS法とか他の法令で知事が措置命令権を持っておりますので、これは非常にどういうかたちになるのかわかりやすい内容ですが、この管理体制の強化なるものは他方で見ていてもなかなかそれに合致するようなものが私どもは見つけられなかったので、本当に法改正の中に入っていくのか、別の手段なのかも含めて、国はたぶん法改正をしてくるんだと思うのですけれど、ではどういう内容にしていくのかによって、例えば、対象の事業者をどうするのか、管理体制の明確化というのですが、どういうかたちでやらせるのかという手段も含めて、その内容は全く実は情報がございませんので、この2行で全てを理解するのは正直言って現時点では難しいというのが現状でございます。

委員:よくわかりました。

委員:他にご質問はございますか。全体を通してのご質問はよろしいですか。

委員:今のこの条例の条文の中の定義のところで、定義の第2条の4号で食品関連事業者と、まさしく今回ここに関連する生業としてどうかというところなんですけども、ここの定義で生産、輸入、販売、その他の事業活動を行う事業者と書かれているんです。これは議員提出条例なのでそのときの議員に聞くのが本当はいいのかもしれないけれど、今回、レストランとかホテルでの問題が起きたのを考えると、生産、輸入、販売、たぶんその他の事業活動に入れ込むのかなと思うのですが、例えば、レストランというのはまさしく加工とか調理をする業者という範疇に入るのかなと私は思うのですけども、それが言葉としてここにないということは別に問題ないと捉えるのか、一つ今回の問題としてホテル、レストラン等での表示の仕方というところが大きく問題になっているので、例えば加工業者とか調理業者とか加工調理をする者とか、こんなふうに入れたほうがいいのかどうかとか、その辺のところを執行部として何か考えているところがあれば教えてもらえますか。

執行部: 今回、不適切表示、全国的に実はしかも大手というか大企業、老舗と言われるところで出ております。県内でも残念ながら今7事案、調査、検討していますけれど、そういう意味ではこれは過去のいろんなこういう食にまつわる事案の中でも、数なり規模からいえば筆頭株だと思っております。そういう意味では県民、消費者の方が非常にレストラン表示については不信感を今たくさんお持ちではないか。今回、条例改

正をやっていただくということで議論していく中で、本当にこのレストランはどこに 入っているのかと。例えば条例を読んでいったときに非常にわかりづらいのはちょっ とまずいなと。食品衛生法を読んでみますと、例えば加工調理という言葉も含めて実 は定義の中に含めておりますので、この作成時には当然、赤福のことも含めてレスト ランとかそういうことは全く作成のときには念頭になかったと思っていますが、今回 まさしくこれに伴う条例改正をお考えいただくのであれば、委員からご指摘のように 加工とか調理という言葉を入れることは何らやぶさかではないですし、むしろそれに よってレストランでの表示について明確になると思うんです。ただ、申し上げると、 表示についてはこの基本理念でも表示が書いてありますし、事業者責務においても表 示についてはかちっと書いてあって、どこに表示のことが書いてあるというのを迷わ なくていいぐらい、この条例はきちっと書いてありますし、県もその表示については きちっとやるように指導しろということで、レストランの部分は少し不明確ですが、 その表示の部分は本当にくどいように条例の中に規定をされているので、ただ規定し たから必ず守られるものではないのは改めてわかったわけですけど、そういう意味で はそういう部分はかちっとしているなと。ですからレストラン表示の両方を考えます と、そのレストランの部分も明確にしていただくのが一ついい方策ではないかと思っ ております。

委員:わかりました。今後の議論の参考にしたいと思います。

委員:他にご質問はございますか。具体的にこの条例がありますけれども、先ほど委員のほうから第2条の話もありました。レストランというのを書き加えたらどうかというご意見もありましたが、委員の皆さんのほうからここはこうしたほうがいいとか、この部分を新たに付け加えたほうがいいのではないかとか、そういった条例をこれから見直していくにあたってのご意見をお聞かせいただいて、執行部に対しての質問を含めてでも結構です。こういう取組は今までどうだったんだということも含めて条例の見直しの議論をしていただければと思っていますので、取り敢えず皆さんのお考えを1回、聞かせていただけますか。その後また委員協議で1つずつこれをどうしましょうというのを諮りたいと思いますので、まずは皆さんのご意見を出してください。

委員: 今回の食品の表示のことですけれど、各レストランとかそういうところで出ていたものというのは、安全ではあるものの今、メニューの形容詞が多くて、どこどこ産、何々の何々というふうにメニューが複雑化した名前に、長い名前に表示されていることが1つ原因ではないかと思うんです。やはり安全ではあるものの、安心をどう取り戻していくかということを書き込んでいって、意識していただかないといけないとこ

ろだと思うので、私としては第5条に1つ加えるのがいいのではないかと提案させていただきたいのですが、その食品関連事業者が基本理念にのっとって、見直しを含めながら安心して提供できるシステムといいますか、そういうような内容を書き込んでいく。またその事業者が定期的に見直していくということも加えてはいかがかと思いますが。

委員:第5条のところで食品関連事業者は先ほど4のところですかね、基本理念にのっとりが今ありますが、これに加えて。

委員:加えて見直しをしていくというようなこと。

委員:見直しというと、安心を担保するために。

委員:定期的に検証していく、見直していくという。事業者自体が企業の中で。

委員:自助努力というか、していくと。事業者の責務として、そういう安心を提供することを常に意識をしてという意味合いの言葉を入れたいということですね。他の委員でご意見ございますか。

委員: 今、執行部に聞いたところの定義のところで、どう書くかは私は専門家ではないのでわからないですが、今回レストランが全国的にも多く問題になっている中で、加工と入れるのか調理と入れるのか、加工調理と入れるのかわからないけど、食品関連事業者のところにそれを少し書き込むことによって、特に第5条の食品関連事業者の責務がより明確になってくる。明確になってくるというよりも、生業をしている業者に対して意識をさせることができるのかなと思うので、そこは一つ検討をしていただいてもいいというふうに思います。

委員: 先ほどの第2条ですね。

委員: それとやはり今回、食品関連事業者の責務の中でどういったことを今後さらに求めていくかという部分で、今日の資料3の中間報告をいただきましたけども、ここにも個別具体的な事案ではあったけども、再発防止策として法令遵守意識の醸成ならびに向上ですね。第5条には関係法令を遵守してとは書いてあるんですが、そこが全く書かれているだけで意識が低かったというところがありますので、法令遵守意識の醸成とか向上とか、ないしは関係法令知識の習得とか推進、また理解、ここはこの報告書を見ていてもそういったことがわかっていなかったという報告を相当、各事業所お書きいただいていますので、ここはあえて関連事業者に対して、そこのオーナーだけではなくて、社員の皆さんにもそこはちゃんとわかっていただくと、その生業をしている以上は。さらにはそういったことも含めて②点検体制や仕組みの整備とありますけれども、大きい企業や小さい企業ありますが、やはりそういったものがどう全体とし

て認識されているのか、また法令遵守意識がちゃんと企業の中で行われているのか。 また研修されているのか、というこの仕組みの整備ですね。この辺のところをやはり 事業者の責務として改めて書き込んでいく。それでもって消費者に対する今、委員が おっしゃったような安心感を高めていくという辺りは、この資料3の中間報告書の中 から見えてくるのではないかと感じるところです。

委員: 今の少しまとめます。第5条のところに、先ほどの中間報告のときの再発防止策でもありました、法令遵守ならびに法令に関する知識の習得、推進、理解この辺りと、組織のチェック体制の強化。この辺りですかね。管理とかの部分を改めて付け加えるべきではないかというご意見ですね。他の方、ご意見をまずいただけますか。

委員:適正表示の件なんですが、今回、私が先ほど申し上げたように、県の関わるその辺のところにもっと県が関わって、適正表示を含めて関わり方を県民に対して明確にするという意味で、第16条にこういう文言を必ず書きなさい、こういうところはしっかり表示しなさい、というような意味合いの条項を、既に法律の中に書かれてはいるのですが、それを県の意思として、この食の安全・安心の確保に関する条例を作ったときの意思というものをもっと強調する意味で、適正表示の内容を再確認する意味での条項を入れたらどうかと思います。

委員:加えてということですね。第 16 条のところに普及啓発、今、書いていただいてありますけれども、県の意思として。

委員: 県の意思として、こういう項目についてはちゃんと書きなさいという内容をですね。

委員:他にご意見はいかがですか。

委員:副座長と執行部のやり取りの中で、基本的にはこれは性善説に立った条例ですと。 こういった業者も出てくる中で、罰則等も含めてという議論があって、執行部として はそこまでのことは考えていないとか、副座長もそれでいいのではないかということ をおっしゃったということは、そこまでの踏み込みは今回はしないという理解になっ てきているとなるのかな。

委員:一応、確認しておきましょうか。先ほどの副座長と執行部とのやり取りがありましたけど。

委員: おそらく罰則までいくと、今度、相当、時間がかかってくるということもあるだろうし、今回、議長からスピーディーに行ってほしいという話もあったし、この辺のところ副座長がご質問されたのでその思いも含めてという思いもあるし、私はそこまで踏み込まないというふうには認識したんですが。

委員: 皆さん、どうですか。議論をしていただきましたが、罰則とかその辺りまで強化を

してという性悪説に立ったという言い方を今、副座長されていましたけど、そこまで のものではないということでよろしいですかね。ではそういうことで。そういうこと を前提とした上で皆さん、ご意見ございますか。

- **委員**:第5条のところで今おっしゃるとおりだと思うのと、もう1つどうなんだろうと思うことは、この食品関連事業者というのはいろんな分野があると思うんですけど、その分野ごとの業界団体とその個々の事業者との関係で、例えば、その業界の中で自浄作用が働くようにというか、中でチェック機能が働くようなことというのが必要かなというふうに思うのですが、ここをずっと見てみると、個々の事業者を指すのか、団体全体を指しているのかというのがちょっと不明確で読み取りにくいんですけれども、その中の責務というのもやはりあるのではないかというふうに思うんです。国が調査に入ってとか、県が関わってというのもあるかもしれないけれども、その辺りというのは必要ではないのかなと、その必要性はどうかというふうに思うのですが、必要かどうかという議論もこの中でしていただけたらどうかというふうに思います。
- **委員**: 先ほど委員のほうから事業者の自助努力というか自浄作業を促すものを見直して、 見直していただくようなことを入れるべきではないかというご意見もありましたが、 ちょっと第5条が同じくふさわしいのかどうかまた後の議論として、その事業者のみ ならず業界として、団体としての自浄作業というのは必要だという項目が抜け落ちて いるのではないかというご指摘ですね。他にはいかがですか。
- 委員:今回の中間報告も踏まえつつ、かつ国の動きも踏まえますと、いわゆる教育研修体制をどこまで記述し求めていくのかを検討する必要があると思います。事業規模、さまざまでございますので、業界団体による研修等、何らかの教育、研修ということについて、食品関連事業者の責務として盛り込んでいきたいなと。ただそれは義務としてしまうとちょっと厳しいのかなという感じを受けておりますのが1点と、第22条の絡みで、危害情報等の申出で、ここには県民は県に対して情報提供することができます。申出の内容に相当の理由があると認められたときは、県は関係法令に基づく必要な措置を講ずるとなっているのですが、若干性悪説に立ってしまうのかもしれないのですけれども、「県に対して申出をすることができる」を「するように努める」とか、食の安全・安心に関わるリスク情報と思われるようなものがあれば、より積極的に県のほうに情報提供いただくような見直しというのも可能なのかな、どうなのかなというところを思っております。このようなことも含めて執行部がせっかく居ていただいているので、いろんな我々のこういった意見に対する反応というか、お考えがあれば教えていただきたいと思います。

- **委員**:他はどうですか。この後出てくるかもわかりませんが、取り敢えず今出た意見を整理しますと、第2条、第5条、第16条、第22条、また業界団体は第5条のところなのか、あるいはひょっとしたら第20条かもわかりませんが、一応第20条、業界団体の関連のところということで、今ご意見をいただいたということで、1つずつ1回、執行部のご意見も、今の出た意見に対してお聞きをして、それから執行部から今出た意見以外にも例えばこれはどうなんだというのがもしございましたら、その後お話をいただければと思いますので、まず1個ずつわかりやすいようにいきたいと思います。第2条について、先ほどの意見ではレストラン、加工調理、書き方はいろいろあるかもわからないが、より明確に書いてはどうかというご意見に対しまして、もし執行部のほうで何かお考えがありましたら。
- **執行部**: 先ほども委員のご質問でお答えしたのですが、やはりこの事案の重大さを勘案すれば、レストランがある程度食品関連事業者、当然入っているんですけれど、読めるような規定というのは必要ではないかと考えております。
- **委員**:第2条のご意見は以上でよろしいですね。続きまして、意見が多く出たのが第5条はたくさん意見が出ておりましたが、食品関連事業者の責務としてコンプライアンス、法令遵守の問題だとか、あるいは法令に関する基本的な知識の習得、推進、理解、この辺りだとか、チェック体制、監視の強化だとか、それに絡むかもわかりませんが教育、研修体制の充実とか、こういったことを食品関連事業者の責務の項目に追加をしてはどうかということと、事業者のそもそもの自助努力を促すような責務というか、を書き加えるべきではないかという部分。この辺りの意見が出ておりましたが、あとここに入れるのが適切かどうかは別として、業界団体に対しての責務ということについても別項目で必要なのではないかという意見がありましたが、この辺りの第5条のところについて、執行部のご意見がございましたらお願いします。
- 執行部:少し私なりに整理させていただくと、委員が言われた検証はまさしく仕組みを作ってそれをやるぞということで、例えば表示も本当に大丈夫かと、調理責任者だけがやっているのではなくて、経営者もチェックする体制を取るということでたぶんかなり改善をしていくし、そういう体制を作らせることでたぶんそれを促せるので、委員のおっしゃったように点検体制と管理体制というところをきちんとやらせれば、必然的にそういうものが解消できるのかなということでございます。従って、委員のおっしゃってもらった、私どもとしては法令遵守であるとか知識習得とあわせて管理体制。ただ国のほうの資料で説明させていただきましたが、管理体制が例えば法でどのように書かれるのか、書かれるのであれば、そこはちょっと睨んでおかないと間違ってと

いうか、県の勝手な思いだけで書いてしまってもまずいので、そこは少し入れるとい う前提で法令を見たほうがいいのかなというのが素直な感じでございます。従って、 そういう意味では第5条の第1項に関係法令を遵守して事業活動を行う責務を有する。 実はこれで全部読めるといえば読めるんですが、あえて条例に残すという意味は、持 続的にそういうことを絶えず喚起させるという目的もあると思っています。我々の悪 い癖なんです。例えば、こういう事案が1、2年すると全て忘れ去ってしまって、そ んなことあったんだろうかということになっても困るので、やはりこれは原点という 意味で、先ほどの組織風土のというところまではなかなか無理なんですけど、やはり それは無理なので、こういう醸成とか法令としては異質かわかりませんけれど、そこ まで言うのかという話もあるかもわかりませんが、私は今回の事案はそうじゃないし、 これからの将来も考えてそういうことは設けていただいたほうがいいのではないかな という素直な感想でございます。委員のおっしゃった団体の責務、おっしゃるとおり この条例の中に書かれてないんです。関係団体の責務というかたちで。あえて言いま すと、連携というかたちで第20条に県の施策に事業者並びに団体は連携して施策を推 進するものとするということで、県はそういうかたちで呼びかけて一緒にやりましょ うということで、団体ご自身の責務は先ほどの事業者への責務には書いてございませ んので、それを何らか担保したほうがいいというご意見であれば、それは一定の一つ のお考えだと思っていますので、この第5条の中に入れるのか、別の項を起こすのか、 これは条文作成の手法だと思いますが。最後に委員がおっしゃっていただいた表示の 問題。おっしゃるとおりで今回、表示、実は米の偽装も一定、表示に係る部分も当然 あるわけでございまして、それを明確にしていくということは非常に重要な話です。 先ほどJAS法、食品衛生法とかいろいろ立入りにも話していただきましたが、かた や一方で浸透はしてきているのは事実だと思っております。特にレストランの関係は 景品表示法がこれは周知が足らなかったと。ですからJAS法違反とか食品衛生法違 反というのは件数としては、かなり実は間違いであるというのはあるかもわかりませ んけど、全然やってないということはあまり考えづらい情勢にはなっている。途中で 申し上げました基本理念で、例えば第3項で食品等の表示が適正に行われなければい けないということがかちっと書いてあるんです。要するに基本理念というのはこの条 例の中の肝というのですか、一番多い表示に関する過程で、むしろ米の偽装はどのよ うに生むんだという話でいくと読みづらい部分があったりする。当然、第5条の第3 項によっても適正かつ正確な情報を提供しろと。これはまさしく表示の表現でありま すし、先ほどの県の責務としてもその表示に関する第16条でおっしゃっていただいた

推進しろということで、県もそれを一所懸命カバーしろということで、この基本理念はまさしく事業者を含めて全員に関わるような話ですので、ご趣旨はごもっともなんですけれど、表示だけあまり強調し過ぎても条例上のバランスも欠く部分もあるのか。だからどういう内容を定められるかはご提言がなかったので判断はしかねますが、表示は私、申し上げてしっかり書いてあるなというのがこの条例の中の条項を読んでいると。もともと発端は表示とかなり違うような製造方法であったというようなこともあったので、その辺の感想を持っているところでございます。以上でございます。

- **委員**: 今、第5条のところのご意見と、委員が言っていただいた第 16 条のみならず、表示に関しては第3条第3項、第5条第3項のところも含めて執行部の意見をいただきました。後ほど皆さんから意見をいただきますので、最後にもう1つ第22条がありましたけれども、積極的な情報提供を求めるというような、もう少し強い書きぶりにしてはどうかというご意見でしたが、これについてはいかがですか。
- **執行部**: 当然、私どもとしては積極的に情報提供いただければ大変幸いですし、それに基づいて監視指導も更に強化できますので、あとは県民に対する要請度の問題で、ここは議員の方々でご判断いただく部分だと思っていますので、私どもの立場でいけば更に強めていただければその情報は活かしやすいとは思っています。ただかたやでそこまで県民に責務を強める、今回の案件は県民には何も非はないというんですか、消費者には全くないので、あくまで事業者のサイドがそういうことを知りながらやっていたというケースですので、確かに間接的に情報をいただけるのは大変ありがたいのですが、それを責務までやるのかどうかまたご判断いただければと思っております。
- **委員**: 今ご意見で出た第2条、第5条、第16条、第20条、第22条について執行部の意見もいただきまして、皆さんそれぞれ委員の方の提案についてご意見いただきましたが、それに関してございますか。
- **委員**:勉強不足で申し訳ないんですけれど、お伺いしたいんですが、第2条の提言のところの第6号に特定事業者とありますけども、この特定事業者のハのところにイに掲げる者により構成される団体というのは、これは業界の団体のことも入るんでしょうか。
- **執行部**: おっしゃるとおりで、これは食品関連事業者というのはさまざまな業態があります。ホテル、レストランから今回の米の取扱業者からさまざまな業態があって、それが一つ構成要員になって団体、まさしく食品関連団体という言い方をよくしますけれど、それに当たるもの。なおかつここは県内区域の事業者を対象とした団体ということになっていますので、三重県何とか団体というのがたぶんそれに該当するんだと思っております。

- **委員**:わかりました。業界の団体も一応この中に含まれているという認識でよろしいです ね。すると第5条のところに、これは食品関連事業者の責務とありますが、食品関連 事業者と特定事業者の責務に変えても中身は問題ないのではないかと思うのですが、 またそれか特定事業者の責務を新たに立てるのかと2つ思うわけですが。第5条に加 える、でも中身は見せてもらったら通じる話ではないかなと思うのですが。
- **委員**: 方法として先ほどの業界団体という言い方を、定義で特定事業者というふうに業界団体も含む定義をしてあるので、第5条に食品関連事業者ならびに特定事業者の責務として主語を全て変える方法が今、委員の提案の1つと、あるいは特定事業者の責務という項目を別で起こすという方法もあるのではないかというご提案ということで、これについて執行部、もしご意見があれば。
- 執行部:第5条は実は業をやっている方を対象とした規定が基本的に並んでいますので、 団体は例えば直接、販売とかいう行為をやってないものですから、そこに同じような 責務を課すのは団体にとっては実効性がない話なので、具体的に申し上げると、例え ば第20条をご覧いただきますと、先ほど申し上げた県との連携協働の話で、後ろのほ うに県民及び食品関連事業者並びにこれらの者により構成される団体と連携及び協働 して、この団体というのはたぶん食品関連団体といわれるものなので、こういう規定 で団体にだけ求める部分を第5条の中にお入れいただくのが一つで、この主語を変え てしまうと全てに団体も関わりを持ってしまうので、それは条例の内容を見ています と少し違和感がありますので、この中にあえて入れるのなら食品関連事業者等で構成 する団体とかという言いぶりになるのかなと。こういうことを責務としなさいという、 あると思いますが。ただこれはあと法文上の話があるので、ただ第5条に関してはそ んなようなことではないかと思っております。

委員:理解しましたので、第5条に並べて責務とするのは取り下げます。

委員: ちょっと無理があるかなというのは、確かに今の意見を聞かせていただいて思いました。ただ別項目で必要だなという方向性は有りだなという今、ご意見であったかと思っています。今、だいたい概ね方向性としては出ているんですが、第16条の委員が言われた部分が執行部のほうからは、表示につきましては第16条のみならず第3条第3項、第5条第3項にも書いてありますし、それをあえて県の意思として強く書くのはいかがかなと。具体的にどういうふうなというご意見もありましたが、委員いかがですが。

委員: 申し上げたい趣旨はご理解いただいていると思うんですけれども、やはりこの際、 具体的に書く必要があるのかなという思いがあります。簡単な資料を作ってきたので、 読んでいただけるとありがたいのですが。

- **委員**:配付いただけますか。(資料配付) 今、委員のほうから資料を配付いただきました ので、委員のほうからご説明いただけますか。
- **委員**: 法律の上書きをしたらどうかということなんです。この例は先だって出てきました 債権に関する条例の中でも執行部のほうから説明があったように、県の意思としてこのことについてはあえて表現するんだということもございますし、東京都もちょっと 内容が違いますけども、これに似てあえて条例で書き込んでいるということがございます。表に書いてあるのが JAS法の表現でありますし、食品衛生法の表現であります。これを知事に置き換えて、三重県としては名称、原料又は材料、保存の方法、原産地その他表示すべき事項を決めて、その方法、掲げる事項の表示に際して遵守するべき事項、これを決めるということが1点。もう1点は、食品衛生法上に相当しておる部分を書き込んではどうかということでございます。確かに法令で書いてあるものをあえて書くというのはいかがなものかということはこれはございますが、これは先ほど申し上げたようにこの条例を作り、運営をしていただいた行政のほう、一所懸命やっていただいているとは思いますが、結果、ああいう結果が出てしまった。その流れの中であえて県としてはこの辺のところを明文化することによって、県としての意思を明確にする、三重県としての意思を明確にするという趣旨でございます。いろいろ皆さんの意見も賜りたいと思います。
- **委員**: まずこの第 16 条に第2項と第3項を新設するという提案であると思いますが、皆 さんからもご意見をいただきますが、その前に執行部のほうから今、委員のほうから 配付をされましたが、これにつきましてもし何かコメントがありましたら。
- **執行部**:条文だけ読んでいますと、県が独自で定めるということを想定されているのかどうかを確認させていただきたいことでございまして、お話によると法令の今のJAS 法なり食品衛生法そのままでいいんだというようなお話なのかによって、意見が変わってまいりますのでそこだけ教えていただけるとありがたいのですが。
- **委員**: 内容的には知事があえてこのことについてやるんだという意思表示をするというイメージ。
- **委員**: そうすると今の危機管理統括官の意見は、県がまた新たに独自で定めるというより も、基本的に法で定められているものをやることを改めて書き込むというものだとい うことですね。その範疇だということですね。
- **執行部**: そうすると法令が規定をしているというか表示を求めている内容を、条例でも同じ文案なり基準でやりましょうというのを条例で書いてはどうかということでよろし

いんですね。そうなりますと、私も不勉強ですけれど、幾多条例がある中で法令と同じ内容を条例に書いたという例はないのではないかという気がちょっとしておりまして、ただあるのは例えば目的を異にする。同じようなことを求めるのですが、私どもの生環条例がございますね、環境生活の条例。放置車両について撤去できるという実は条例がございまして、他の法律でもそういう車両、違法駐車とかについては動かしていい法的な措置ができるので、外形的にいうとそういう違法な部分の車をどけるというのは同じなんですけれど、目的が違うので条例として定めることは可能なんですが、同一目的、同一内容で条例に定めるというケースは、あまり私自身は承知していない。その意思表示は、例えば理念にもっとはっきり書くとかそういうことはよく行われるので、表示が大事だということでもう一度念押しをするような、例えばここの最初のほうの目的とか、そういうところに表示の重要さを訴えるというやり方はあるかなという気はしますが。逆に申しますと、制定当時はたぶん法と一緒でいいよということでいいんですが、中には県で独自で定められるのではないかということになっていかないかという恐れがあります。

委員:前言を訂正したいと思います。県で制定をするということです。内容的には法令の 範囲を超えるということはできませんので、その範囲の中で県が決めるということで す。内容については今、現法令が決めている範囲を逸脱しないと、そういう表現でご ざいます。ちょっと表現がまずかったと思います。それをそのままということではな くて、県が定めるということです。

執行部:そうしますと法律によっては第三者の委員会というか、そういうもので、基準を全部、数か月、2~3か月に一度ぐらいは表示基準がどんどん変わっていくのが実は正直なところでございまして、それと同じことを県が作業をやる必要があると思っています。ですから国の基準をそのまま移行するのでなければ、独自で作るということは、まさしく外に諮られる必要があると思いますので、そういう作業がそういう策定であれば我々としてはやる必要が出てくると思います。もう一つ、そういう意味では知事は基準をできますので、そこのどういう基準かというのは更に規則か何かわかりませんけれど、何かに落としていくことになると非常に実は大きな、条文は少ないんですけれど法体系としてはすごく大きな条例になってしまう恐れがあるなと。ですから表示に関する思いを強くというご趣旨であれば、具体的な表示方法を記載するのではなくて、そういう思いをどこかにお書きいただいた方が表示の重要性、委員の意見にもありましたように、表示しか信用するものがないではないかというご意見、まさしくおっしゃるとおりなので、そういう具体的な表示方法ではなくて、表示の重要性

をどこかでお謳いただくほうが意味合いとしては条例あるのではないか。これになる と手続法になってしまいますので、具体的に思いとは違うように走っていってしまう 可能性があるかなというちょっと懸念を持っております。

- **委員**:文案を作らせていただいたとき、私メンバーだったんですけれども、JAS法なり 食品衛生法という、この上位法に記載されてあることはできるだけ省いてこれを作っ たという経緯があるので、これをここに入れるというのはどうなのかなという気はす るんですけどね。
- **委員**: 冒頭、ご説明もありましたように、そういう経緯で作っていただいたということは、 今、委員がおっしゃっていただいたとおりで、委員はそうであるけれどもこの部分に ついては今回の問題が問題であるということも含めてあえてというご意見でしたが、 確かに委員の言われるご意見も元の基本はそういうことで作っていたという前提があ るのはあります。他の委員さんはどうですか。
- **委員**: やはり委員がおっしゃるように、表示についてのことは今、一番問題になっていることであるので、大事なことだと思います。ご意見をお伺いして納得したんですけれども、前文に表示についての言葉を入れるというのは私はいい考えだなと。やはり前文というのは思いが全てこもってなくてはいけないと思いますので。

委員:目的ですよね。第1条ですね。

- **委員**:第1条の前に前文がありますよね。「食は」から始まるのは前文ですよね。その前文のところに表示という文言が一言もないと思いますので、前文に書き込むのはいいのではないかなと提案します。
- **委員**:他の委員の皆さん、委員の提案についてもしご意見があれば、あとでまた委員間討議はさせていただいて、それぞれの条文について整理はしたいと思っていますが、この際、今の議論の中で意見がありましたらお聞かせいただけますか。第16条、あるいは表示ということについて。
- **委員**:確認させてください。よく条例でも横出しだとか、上乗せだとか、規制なんかはよくそういう部分があったりとか、設置基準などでも最近は福祉施設などの設置基準も県独自の考え方というのも一定できるようになってきてはいるのですが、JAS法であったり食品衛生法というところは横出しであったり上乗せだったりとか、そういう余地というのは法律的にあり得るのかどうかというのはどうなんでしょう。
- **執行部**: 実はございます。先ほど委員からご紹介いただいた東京都は、中国の餃子の案件がありまして、冷凍食品のことを一定規制をしました。ただ、これは東京都だからできたのかなと。条例は当然、その地域だけに限定ですので、法律のように全国一律で

はないと。そうすると仮に三重県だけ規定をすると、三重県に入ってくる食品は全部、例えば求めた表示をしなければいけないことになると、事業者から言わせると三重県の為にだけに何か表示を変えるというようなことはほとんど行われなくなる可能性があって、東京都はまさしく日本の台所といったらおかしいんですけれど、非常にパワーがありますので、ちょっと横に跳びますけどディーゼルエンジンのときにガスの話がありましたよね。あれは条例でやってしまいましたけれど、あれは東京だからできたということで、従って、食品というのは世界各国から入ってくるわけですので、三重県だけ独自にその規制を、法令で同じなら問題ないんですけど、独自に設けていただくと、法令的には可能ですけれど、実行が不可能だと認識しておりますので、従って三重発の商品だけというのであればまだあるんですが、そうすると事業者の方がなぜ三重県だけしなければいけないんだということへの説明も非常に難しい。だからどちらかというと、全国的にそういう規制がかけられるようなことのほうが、表示の場合は運用が適正に行われる可能性は非常に高いということだと思っております。

- **委員**:加えて、表示を求めるということではなくて、今ある表示をきちんとしていくと。 まさにそれが偽った形で出てきているというのが今回の問題ですから、それを我々、 作った条例でカバーできなかったという自責の念が私はありまして、その辺のところ を含めてやはり意思を表明する、これについては書き込むというような内容を何らか のかたちで、今、言っていただいた前文であるとか、それは場所は問いませんけども、 ぜひ書き込めるような内容にしていただけないかなというのが私の趣旨でございます。 これはあくまでも例です。
- **委員**: 委員の言われていることの、本当の的がどこにあるのかというのはまだよく見えていないところがあるんですけども、基本的には第3条の理念とか、既にある第16条でも当然法に基づいて適正表示はされていくわけで、法のほうでそこはしっかりと細かく規定はされているわけですので、そこを法にのっとってしっかりとやってもらいたいというような書き込みをするのであれば、していく。ないしは私は第16条そのものでも、最初の適正に実施されるよう監視、指導というところで既に読めるというふうには感じています。それと同じような内容を国の法律並びに基準で定められているものを、横出しではなくて意思を示したいがためにここに書き込みたいという、この気持ちはすごくわかるところはあるんですけども、まさしく統括監がおっしゃられたように、手続条例に入っていく可能性がある。そうするとそれをどこまで書き込むか。また日頃の作業はどれぐらい大変になってくるか。ないしはそこに基準として書き込まれたものが、履行されなかった場合どうするのかという、じゃあ罰則までここで条

例で書き込むのか。これは既に法で定められていることですから、そこは法に委ねていってやっていくことがすっきりしているし、逆にここに書きこむことによって生ずる作業、ないしはそれが基準までおそらく書き込むことに、何を表示しろということになるわけでしょうから、知事が決めるということは、それが履行されなかった場合どうするのかというところまでもこの条例から規則、要綱あたり、ないしは罰則までという議論になっていく可能性があるので、私は今、法でそれがしっかり定められて基準がしっかりしているんだったら、それをしっかり履行していくということをどこかに示したほうが条例全体としてはすっきりしていると思います。別のところで言ったんですが、条例はスタイルが大事と思っているので、何かそこだけボコッと出されるとスタイルがちょっとどうかなと。

委員:後ほど委員会のとき、それぞれ確認、表示のこともさせていただきますので、一応、全体の執行部の意見も聞きました。それで執行部のほうで今、第2条、第5条、第16条、第20条、第22条で委員の方から出たものについてのコメントもいただいたのですが、それ以外のところで執行部のほうからもし何か、今回の見直しにあたって、今、出ていないところだけれどもこの辺はどうだというのがもしあればお願いできますか。

執行部:特にありません。

委員: これで執行部からの説明と議論終了とさせていただきまして、お昼休みを挟んで委員間討議をさせてもらっていいですか。それぞれの条文で。再開は1時ということで、執行部の皆さんにおきましては、これで退席をいただくということでお願いしたいと思います。ありがとうございました。1時再開で、今出た項目をもう一度整理をして、諮らせていただきたいと思います。

(休憩)

委員:休憩前に引き続き再開をさせていただきます。午前中、執行部の皆さんも同席いただく中で、これまでの説明をいただいて、それぞれ皆さんのほうで質疑をしながら見直しの項目についてもご意見をいろいろといただきました。だいたい大きなポイントというか、そのあたりはもう整理をいただいたのかと思っておりますが、それに沿って委員間討議をいただいて、それぞれ発言をいただいた項目について執行部からの意見は聞き取りましたが、委員の皆さんからのそれについての意見をまだ聞いておりませんので、1つずつ皆さんのこれは必要なんじゃないかとか、あるいは必要じゃないんじゃないかとか、書くのならこういう書き方がいいんじゃないかということも含めて、1個ずつ確認をさせていただきたいと思います。まず最初に順番でいきますと、第2条の部分ですが、第2条では加工調理というような文言にするのかどうかも含め、

レストランとかいうことを明確に書いたほうがいいのではないかという提案があり、 執行部のほうからも今回の起こった事案等々を考えるとその必要性はあるのではない かというような趣旨の意見であったかと思っておりますが、委員の皆さんのほうで何 かこれについて、第2条についてのご意見はございますか。

委員:第2条第4号のところで、並びとしては生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者というふうに食品関連事業者になっています。入れる場所としては、例えば生産、輸入又は販売、この後に例えば加工と入れるのか調理と入れるのかというところを含めて、ここはおそらくもう定義の部分ですので法務調査と調整していただく、ないしは執行部と調整してもらいながら、いわゆるレストランであるとか、そういったところから定義できるようなものを抜き出し、その他の事業活動のところで読み込むのではなくて、というのが今回の事案から見た改正としてはふさわしいのではないかというふうに思っています。あとの表現は正副座長にお任せします。

委員: 委員のお話ですが、皆さんもそれについては方向性としてはよろしいですか。事務 局、何かありますか。

事務局:結構です。法務の中で検討させていただきます。

委員:また文言については議論させていただくということで。方向性としては第2条につきましては、そのような形でよろしくお願いします。続きましていろんな意見がございましたのが第5条ですが、第5条でコンプライアンス、それから法令に関する基本的な知識の習得とか推進、理解、あるいはチェック体制、監視の問題、その諸々を食品関連事業者の責務として新たに項を起こして加えるほうがいいのではないかというご意見と、それから事業者の自助努力というご意見もありました。ただ執行部のお話としては、そのコンプライアンスや法令に関する知識の問題、チェック体制の問題、この辺りについては当然、書き込む必要があるのではないかということでありましたが、この自助努力についてそのことの体制が整えば、自ずと達成できるのでそのことでいいのではないでしょうかというようなご意見が、執行部からあったのかというふうに思っておりますが、この第5条の加えることにつきまして、皆さんのご意見をお願いいたします。委員、どうですか。そういうお話が執行部からありましたが、自助努力、今ご意見をいただきましたけれど、それに関してもし何かありましたら。

委員: 先ほどご意見、聞かせてもらったところで、やはり体制をつくっていくことというのは、その管理体制ですよね。それをつくっていくことというのは、やはり第5項として特筆するのがいいのではないかと思います。先ほど統括監も言っていたように、第5条第1項で全てはここに含まれているんですけれども、特出しをするという形で

第5項を立ててはいかがかと思います。

委員: そうすると言われていた自助努力のところは、体制ができれば自ずと果たされてい くんだという理解でよろしいですかね。他どうですか、この第5条のところで。

委員:第5条のおそらく順番からいくとこの第4項の後に、やっぱり食品関連事業者に対 して食の安心確保のために、特にこの資料3の再発防止策に出ている法令遵守意識の 醸成。あんまり法文上、醸成という言葉は使わないと思うので、法令遵守意識の向上 とかになるんですかね。ないしは関係法令知識がほとんどわかってない社員がいる中 でやっていたという具体的な記述も結構あるので、やはり関係法令知識の習得のここ は推進でもいいかな、理解とか。それとそういったことの仕組みをつくるということ での点検体制とか、法を守るための体制とか仕組みを事業所の中でしっかりつくりな さいという、点検体制とか法を守る体制の仕組みの整備かな、明確かな。そんなもの を、文面はどうにしろ、全部並びで書くのか、更に項から号にするのかは別にして入 れることによって今回の事案からみた対策としての食品関連事業者の責務が一つまた 明確になるのかと。確かに第5条第1項に関係法令を遵守してと書いてあるんですが、 この書きぶりでは非常に平易なので、あえて出してそこをしっかりと書くと。そうい った意味においては、この中間報告の事業者に対する再発防止策のところが、ここに 一つ明文化してくるという形がこの中間報告を活かすという意味においていいのかな と感じます。組織風土はやり取りがなかったですけれど、一番問題なんだけど条例に は書きづらいところがあるなと。

委員: 法令遵守意識の向上、法令に関する知識の習得、推進、その文言ついてはもう一度、精査をするとしてその項目。チェック体制、仕組みの構築を事業者に対して、これは皆さんのご意見も、第5条をみていると責務を有するという書き方と、努めなければならないという書き方が第1項、第2項は責務を有する、第3項は努めなければならない、第4項は責務を有する、この辺りで例えばそういう項目を並べて責務を有する、あるいは努めなければならない。

委員: そこは正副座長にお任せします。こんな内容というところは感じるところなんだけ ど、そこを有するなのか、努めるなのか、しなければならないなのか、そこは案を作 っていただいてやったほうが。

委員:他の皆さん、今、言っておくことありますか。これはこうしなければいけないというのがもしありましたら。文言の整理につきましては一度預らさせていただくということで、今言っていただいたような趣旨のものにするということが第5条でまず一つ、これは場所を第5条に加えるのかどうかも含めて、出ておりました業界団体の責務に

あたる部分ですね。これについては第5条に入れるのかどうかも含め、あるいは別条 かどうかも含めて、もし皆さんのご意見があればお聞かせいただけますか。

- **委員**:第5条にどうというのはわからないですけれども、団体としての責務というとちょっときつすぎるのではないかというふうな感じもするんです。ですから、個々の事業者であれは当然そういう自助責務などはあっても、団体で情報を共有するとか、それを県に報告するとか、それぐらいの柔らかさでいったほうがいいのではないかな。そこまで責務をというのはどうかというふうに思います。
- **委員**: やはり業界の団体というのは団体だと思うんですけれど、ここは第5条の次ぐらいに、第20条はちょっと違うと思うので、入れる形がいいのかなと、もし入れるとしたら。今、委員が言われたように、責務にするのか役割にするのか云々というのは、ここは県の責務、事業者の責務、それから県民の役割という、いわゆる責務、役割関係が並んでいるのだけれど、どこまで本来そういったものがあって責務が求められているのか、役割が求められているのか。どこまでこちらが求めていくというのは、今後の議論の中でやっていってもいいのかなと。しかし、団体という部分においては、例えば今回の米の問題にしても、いわゆる米の団体の中で行われていたという問題もあって、そこでのコンプライアンスとか法の徹底みたいなものがもうそこで崩れていたと。やはりそこでちゃんと成されることが大事だよねということで、要はここにあってもいいのかなと。しかし、役割でもまあ。
- **委員**: どうですか。役割という意見もありましたし、今、委員から責務はきついのではないかというお話もありましたが、だいたい概ね皆さんその感じでよろしいですか。そうしましたら、文言等はまた一度案をつくらせていただくとして、基本的にはその団体の役割、責務はちょっときついということで役割ということで、その団体の先ほど言われた自浄作用というか、そういうことを促すようなものを新しく一条つくって入れると。第5条に入れるのではなくてという方向性でよろしいですか。これは場所としてはおそらくこの第5条の次ぐらいかなと思いますが、一度文面は検討をさせていただきたいと思います。続きまして、第20条のところはよろしいですか。もうこれはこのままにして。続きまして、第22条です。危害情報等の申出のところで、積極的な情報提供をどうかというお話に対して、執行部のほうからは積極的な情報提供を求めることができるならば、県としても非常にありがたいというお話もある一方、今回起こった事案は県民とか消費者の側に何ら問題があったわけではないということも考慮すると、どういう書きぶりかいいのかというお話であったかなというふうに思っています

が、委員の皆さんのほうで。

委員:議論として2つありまして、1つは県民だけではなくて、第21条と同様に食品関連事業者も入れていただくというのが1点と、県に対して申出をすることができるということよりは、リスク情報を入手した場合は、必要な措置が講ぜられるよう県に対して申出をするよう努めると、よりもう少し努力規定として改正できないものかなというのが私の提案でございまして、皆さんのご意見をぜひ聞かせていただきたいと思います。

委員:委員の皆さんいかがでしょうか。

委員: 先ほどのやり取りの中で、県民に落ち度はないのでという答弁もありましたけれど も、やはりいいものがきちんと手に入れられなければ県民も困るわけですから、その ことを自分たちも自ら主体性をもってやるという意味では、私はそれを努めるという ふうにしていただいたほうがいいと思います。別に縛りがかかっているわけでも責務 になっているわけでも、この文言ではそうではないと考えますので。

委員:他にはどうですか。県民及び食品関連事業者はという主語にしてはどうかということと、最後を今は申出をすることができるというものを努めることとするというのでどうかという提案ですが、方向性としてはよろしいですか。これも文言をもう一度改めて精査をさせていただきたいと思いますが、その方向性でよろしいですか。では第22条も一度そういうかたちの見直しを図るということでよろしくお願いいたします。それで最後に先ほどの表示の関係となりますが、先ほどの議論の中では第16条、第3条第3項あるいは第5条第3項等に表示についてのことを規定もしていただいておりますが、委員のほうから第16条を改正してという具体的な改正案も提案もいただきましたけれども、委員の皆さんの協議、執行部を交えた協議の中で、第16条を改正するよりも前文にそのこと強く書く方向でどうだという意見が出て、概ねその方向でということであったかなというふうに思っておりますが、それはそれでよろしいですね。前文ということで。具体的にこの前文のところをどのように変えていくかというので、もし皆さんのほうでご意見がありましたらお聞かせいただきたいと思います。委員、方向性は前文でいいですかね。

委員: 私の趣旨としては、表示の中に内容がこういうのを書きなさいということが書いて あると思うんです。その辺のところをどこに書いていただいてもいいと思っているん です。その内容がとにかくこういうことだけは書いていこうという内容をこの中に入 れていただければ、私は県の一つの趣旨として、意思として表明していただければそ れでいいと思います。 **委員**:適正な表示をしてもらいたいというか、適正表示に努めるということが大事だということを前文にということですけども、前文も非常にバランスがあると思うので、どこにどういう表現で要れるかは正副座長にお任せして案を作ってもらったほうが、ここでここに入るよねとか云々というのも全体のバランスが崩れる可能性があるので、もしその方向がOKであれば、一度そこは正副座長に案を作ってもらうかたちがどうかなと思いますけれど。

委員:他の委員の皆さんはどうですか。

委員:私も今委員のおっしゃったとおりで賛成です。1個思うのは、今回この条例を見直すということによって、更に県民の皆さんが今まで出てきた不信感ですとか、そういうものを乗り越えてこの条例を見直したことによって、三重の食品とか食とそういうものが全て更に安心でということをアピールするべきだと思うんです。だから前文に今までも当然思いはこもっていると思いますけども、更に三重県民が安心して三重県の物を食せるような、またそれを県外にも広められるような、その意気込みを表すべき前文であるというか、条例の見直しだと思うので、そういう意味も含めながらどうしていくのかをお考えいただきたいと思います。

委員: ありがとうございます。前文を見ていると当然、県民の食の安全・安心の確保が高まっていて、県民の要請も強まっていると。県民のとありますけど、先ほど委員が言われたように、その他のというか三重県の食材を県民のみならず外に向けても発信していく上で、信頼というか安心感が必要だという部分も加えたほうがいいということですね。その表示の問題だけではなくて。

委員: そうです。これを見直したことによって、三重県はまた更にこういうふうにしていきます的な、意欲的なものというと具体的に申し上げるのは難しいですけど。そういうものが入ればと思います。

委員: わかりました。他どうですか。前文を書き変えるにあたっての意見がもしございましたら。よろしいですか。これは確認なんですが、表示のところというのは、委員のほうから条例改正案で先ほど示していただいた部分のうちの、いわゆる適切な表示をということはそうなんですが、この原料又は材料、保存の方法、原産地その他示す事項というような、この具体的なところを書き込むということですか。前文で。

委員:前文がまずいということであれば、然るところに入れていただければ。

委員: それを前文の場所にしようという然る場所になっていまして、文言は一応この提出 いただいたもののような内容をという意味ですよね。それも含めて一度、正副座長で 一度検討もさせていただいて、どういう入れ方をするのが、委員が言われるようなス マートな形になるのかも含めて、一度たたき台を作らせていただきたいと思います。

- **委員**: 今、委員のおっしゃったことですけれども、前文にこの具体的なことを書くのはあまり賛成ではないんです。やはり当然思いはわかりますけど、具体的な表示方法の内容ですとか、そういうのは例えば行動計画ですとか、そっちのほうで具体的に示していくべきではないかなと。条例の中身としてそこを一つそんなに細かく特出ししてしまうと、他のところも同じレベルで特出ししていくことが出てくるのではないかと思うので、そうなると大幅な改正になってしまうような気がするので、というような意見です。それで表示ということは大事なことですので、今回、先ほど申し上げたように、前文の中にすっと入れてもらったら格好いいんじゃないかと思います。
- 委員: すっと入れるような形でというご意見をいただきました。他皆さんいかがですか。 先ほどのご意見で具体的な、一応、委員からも具体的な提案をいただいていますので、 その中身をどういう書きぶりがいいのかということを一度、正副座長に預けていただいて、検討させていただくと。加えて条例のみならず、先ほど言われた基本方針とか、 行動計画のほうでのもちろんこれも改定していくことになると思いますので、中にどういう入れ込み方をしていただくかということも当然、必要かなと思っていますので、 その辺りでもう一度、改めてたたき台を示させていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。項目としては以上だったかなと思うのですが、何か他ございますか。
- **委員**: 先ほど委員がおっしゃった第 22 条の県民と食品関連事業者という主語ですけれど も、ここの食品関連事業者は定義によるとそこに働く人は入っているのでしょうか。 例えば今の意味でいうと、業者の中で働いている人も申出することに努めるというよ うな内容に私は思ったんですけれども、事業者という書き方には働いている人は入っ ているんですか。
- **委員**: その食品関連事業者の定義は業を成す人なんだけども、例えば会社組織が事業者だとすると、当然そこで働いている人も含めてという認識でいいんですよね。経営者という意味ですか。

事務局:従業員は含まれないと思われます。

委員: 含まれないんですか。事業者という、経営者という視点ですか。

委員:経営者というよりは法人ではないんですか。この事業者というのは経営者なんですかね。

事務局:個人の事業者もいらっしゃいますので、必ずしも法人ということには限られないかと思いますが、基本的にはこういう事業を主体的に行っている法人なり、そういう

個人の経営者とか、そういうイメージで捉えてもらったらどうかと思います。

委員: わかりました。働いている人も申出に努めたほうがいいんじゃないですかね。例えば書き方としては、それに準ずるもの的な感じで、どうでしょうか。

委員: 県民というとみんな入るんですよね。県民には入るので。新しい条を起こすということですので、もうちょっとその辺りだけ整理としては、業界団体の一応これは団体の役割ということの項目を作る中で、それぞれの団体が自ら自助努力もやっていただくような、それを促すような規定を一条設けるというお話をさせていただきました。そういうふうにまとめさせていただいたんですけど、それ以外に何かイメージしていることがもし委員の先生方でありますか。こういう項目を入れてほしいというのをこの辺りでご意見があれば。業界団体の役割として求めるところ。

委員:言葉としてどうやって入れたらいいかというのは思いつきませんけれども、互いの チェック機能というのは大事なんじゃないですか。あと規模にもよると事業者の場合 は議論がありましたけれども、ある程度の団体というふうに考えると、例えば、教育、 あるいは研修体制の強化というのもその中で図られるのではないかというふうに考え ますが、その2点ぐらいでしょうか。

委員:他いかがですか。今の委員のお話のように、団体の中の先ほどの同じような項目、 事業者の責務とよく似たところかもわかりませんが、団体内でのコンプライアンスと か、そういう教育とか研修とかいうのを強化するようなイメージということですね。 そういうことを自助努力を促すというか、これはなかなか決められないと思いますの で、先ほどの役割というところでそういうことを期待するような内容でということで すね。他どうですか。よろしいですかね。項目としては一応以上だったと思いますし、 それ以外にもご意見ありませんが、それ以外に事務局、何かこの際、他ありますか。

事務局:ございません。

委員:前文のところは任せられましたので、一度案を考えて、委員の思いをできるだけ反映できるようにということで、すっとできるように、ということで方向としては先ほどのでこれで整理をさせていただきまして、できれば先ほどから委員間討議の中でも意見もいただいていて、正副座長に中身はというお話もいただいていましたが、この全体をまとめて実際、具体的な正副座長案というのを次回お示しをさせていただきたいと思いますが、全体を預けていただいてよろしいですか。次回の検討会で先ほどの議論を踏まえた形で正副座長案を提案させていただきます。次回の日程ですが、前回少し皆さんにも確認いただいておりましたが12月24日13時から開催をしたいと思いますが、皆さんのご都合はいかがでしょうか。よろしいですか。それでは12月24日

13 時とさせていただきます。本日の議題は以上ですが、他に委員の方々からご意見がありましたらご発言お願いします。

委員: 今後のだいたいのタイムテーブルはどんな感じですか。

委員:前回少しお示ししているのかもわかりませんが、一度、確認させてもらいますと、 24 日に正副座長案をお示しをさせていただきまして、皆さんに議論をいただきます。 それでいいということになれば各会派に持ち帰っていただいて、会派での意見もいた だいた上で、もう一度この検討会を開催をさせていただきたいと思っております。で きれば1月の17日が開会日ですので、その1月17日の開会日のときまでに各会派で も意見をいただいて、24 日で固まればの話ですけれども、24 日で正副座長案ができれ ば各会派で年末年始議論をいただいて、1月17日の開会日のときに、各会派の意見を 得た上で中間案を策定できればなと思っています。その後、だいたい概ね1か月のパ ブリックコメントを取らせていただいて、それに加えて先ほどから業界団体という話 もありますが、新たに業界団体の規定も入れるということもあると、そのパブリック コメントの期間中に業界団体の方については改めて意見を聞いたほうがいいかと思っ ていますので、並行してそれはさせていただけたらというふうに思っています。その パブリックコメントが終わりましたら、その意見を踏まえて最終案を取りまとめて、 2月定例月会議のときに議案が上程できたらという、概ねだいたいそういうスケジュ ールでよろしいですかね。他にございますか。ないようですので、これで本日の会議 は終了させていただきたいと思います。ありがとうございました。

(終了)